

国家公務員制度改革推進本部の組織

国家公務員制度改革推進本部

(国家公務員制度改革基本法第13条)

全閣僚で構成

(本部長)

内閣総理大臣

(副本部長)

内閣官房長官

公務員制度改革担当大臣

総務大臣

(本部員)

本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

顧問会議

(座長: 御手洗富士夫日本経団連会長)

(本部令第1条)

- ・ 国家公務員制度改革基本法に基づく国家公務員制度改革の推進のために講ぜられる重要事項について審議し、国家公務員制度改革推進本部長に意見を述べる。(11人)

労使関係制度検討委員会

(座長: 今野浩一郎学習院大学経済

学部教授) (本部令第2条)

- ・ 国家公務員制度改革基本法第12条及び附則第2条第1項の規定に基づき政府が講ずべき措置に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べる。(12人)

国家公務員制度改革推進本部事務局

(国家公務員制度改革基本法第20条)